

(平成21年2月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年4月まで

私は昭和36年に国民年金に加入してから、すべての国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、納付日が確認できる昭和37年6月から44年12月までの期間の国民年金保険料は、ほぼ納付期限内に現年度納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、旧A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、申立期間直後の昭和38年5月及び同年6月分の国民年金保険料は同年7月に納付されたことが確認できるところ、この時点では、申立期間のうち38年4月分の国民年金保険料についても現年度納付が可能であるにもかかわらず、申立人が、あえて当該保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、社会保険庁の申立人に係る国民年金保険料納付記録では、当初、昭和51年4月分の国民年金保険料が未納とされていたが、申立人が社会保険事務所へ調査を依頼した結果、申立人の国民年金被保険者名簿の記録から納付済みであることが確認され、平成20年に記録訂正されており、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 432

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年7月まで  
② 昭和37年8月から41年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和37年8月に結婚するまでは、A市で同居していた叔母が納付してくれていた。また、結婚してB町（現在は、C市）に転居後は妻が納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の叔母が、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間①の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の叔母は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、D社会保険事務所及びA市には、申立期間①当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は無く、申立人がA市において国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の国民年金加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から、昭和43年6月ごろと推認できるところ、この時点では、申立期間②は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の妻が、申立人の申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間②の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 433

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

夫が、昭和52年4月からA医科大学病院で勤務するようになった際、病院の事務担当者から国民年金番号を聞かれたが、わからなかったため区役所に問い合わせに行った。その際、国民年金に加入していなかったことがわかり、夫婦一緒に国民年金に加入することにした。加入時に、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付したはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、B社会保険事務所の国民年金手帳前渡整理簿から、昭和61年ごろに払い出されたことが確認できるところ、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、夫の勤務先の事務担当者から国民年金の番号を聞かれたことがきっかけで国民年金に加入したと主張しているが、当該事務担当者はこのような事実は無かった旨述べている。

加えて、申立人は、申立てに係る国民年金加入手続の際には年金手帳を受領しなかったと主張しているが、A市は、「申立期間当時、国民年金の加入手続をした被保険者に対しては必ず年金手帳を交付していた。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 434

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

昭和52年4月からA医科大学病院で勤務するようになった際、病院の事務担当者から国民年金番号を聞かれたが、わからなかったため、妻が、区役所にお問い合わせに行った。その際、国民年金に加入していなかったことがわかり、夫婦一緒に国民年金に加入することにした。妻が、加入時に、私の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付したはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、B社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、平成5年4月ごろに払い出されたことが確認できるところ、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立期間当時、A市において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、勤務先の事務担当者から国民年金の番号を聞かれたことがきっかけで国民年金に加入したと主張しているが、当該事務担当者はこのような事実は無かった旨述べている。

加えて、申立人の妻は、申立てに係る国民年金加入手続の際には年金手帳を受領しなかったと主張しているが、A市は、「申立期間当時、国民年金の加入手続をした被保険者に対しては必ず年金手帳を交付していた。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 435

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から40年12月まで  
私は昭和37年8月ごろから夫の勤務先の社宅において納付組織を通じて国民年金保険料を納付した。当時の保険料額が100円であったことも記憶している。  
申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、国民年金の加入手続の状況や国民年金手帳の受領などについての申立人の記憶は曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所の国民年金受付処理簿等の記録から、申立人は、昭和41年1月17日を資格取得日として国民年金に任意加入していることが確認でき、さかのぼって国民年金に加入し国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられるとともに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。